

保護者の皆様

東海市教育委員会
教育長 加藤千博
東海市立渡内小学校
校長 飯田佳洋

学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方を見直しについて（お願い）

日頃は、本市の教育活動に対しまして、ご支援をいただき誠にありがとうございます。

5月8日以降の学校における新型コロナウイルス感染症対策の見直しについて、文部科学省より通知がありましたので下記のように対応いたします。

また、下記の1～3につきましては今まで通りの対応と変わりません。4、5を改めて追記させていただきましたので、ご家庭でのご協力をお願いいたします。

記

- 1 基本的な考え方として、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないこととします。
- 2 登校する日の朝には健康観察をお願いいたします。
- 3 学校で発熱等の症状がある場合や体調が悪くなった場合には、保護者にお迎えをお願いすることになりますので、その際は速やかな対応をよろしくをお願いいたします。

4 コロナウイルス感染に関する出席停止の取扱いについて

①感染が判明された場合は、出席停止とします。

・出席停止の期間は、発症した次の日から5日を経過し、かつ、症状が軽快した次の日までを基準とします。

※無症状の感染の場合、出席停止の期間の取扱いについては、検査をした日から5日を経過するまでを基準とします。

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せず解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

②同居家族に高齢者や基礎疾患がある方がいるなどの事情等で感染が不安で欠席する場合は、出席停止とします。

- 5 濃厚接触者の特定は行われなくなるため、同居の家族が感染していても、本人の感染が確認されていない場合は、直ちに出席停止とはなりません。

【この件に関するお問い合わせ】

東海市教育委員会 学校教育課

電話 052-603-2211